

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パキスタン	パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	パキスタンの経済の構造改善努力推進及び債務問題を包含むパキスタンの経済困難緩和に寄与するため、両政府の資金を贈与すること。	2,500,000千円 -----	H21.2.13 イスラマバードで (同日)	日本側 渥美千尋在パキスタン大使 パキスタン側 フアラク・カニム経済・統計省経済担当次官	H21.3.9 109号
パキスタン	パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	パキスタンの経済の構造改善努力推進及び債務問題を包含むパキスタンの経済困難緩和に寄与するため、両政府の資金を贈与すること。	2,000,000千円 -----	H21.5.18 イスラマバードで (同日)	日本側 渥美千尋在パキスタン大使 パキスタン側 フアラク・カニム経済・統計省経済担当次官	H21.6.2 309号
パキスタン	パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	パキスタンの経済の構造改善努力推進に寄与するため、両政府の資金を贈与すること。	3,000,000千円 -----	H21.11.24 イスラマバードで (同日)	日本側 渥美千尋在パキスタン大使 パキスタン側 ハリーム・フアラク経済・統計省経済担当次官	H21.12.10 558号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。